皇室事項

認証官任命式

二月十三日午後六時三十分、宮中において、最高裁判所判事大橋正春及び特命全権大使足木孝の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、二月十三日午後四時五分御出門、特別展「北京故宮博物院二百選」御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同五時三十八分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、二月十五日セルビア国の国祭日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 24 年２月 16 日

農林水産大臣　鹿野　道彦
林野庁長官　皆川　芳嗣
水産庁長官　佐藤　正典

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

はじめに３⑷中「執行機関」の次に「（以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第１章第２節１の１つめの○中「、食品用大豆」を削り、同節１の２つめの○中「生産局」を「食料産業局及び生産局」に、「おける」を「おいて、その所管に係る」に、「種ばれいしょについて、独立行政法人種苗管理センターにおいて、」を「食料産業局は、独立行政法人種苗管理センターにおいて、種ばれいしょについて、」に、「よう助言を行うとともに、雑穀の種子について、同法人において備蓄が行われる」を「とともに、雑穀の種子について、備蓄を行う」に改める。

第１章第２節２⑵中「地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）」を「生産局」に改め、「（以下「政府米等」という。）」、「地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する都道府県の知事との協定の締結、その他の」及び「なお、当該協定については、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合において当該災害地を管轄する都道府県知事又は市町村長からの緊急の引渡しの要請に応じて引き渡す政府米等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所等が所在する都道府県知事との間で結ぶ協定と兼ねることができるものとする。」を削る。

第２章第２節３⑺③中「生産局及び消費・安全局」を「消費・安全局、食料産業局及び生産局」に改め、「伴い、」の次に「その所管に係る」を加える。

第２章第２節４⑴の３つめの○中「、食品用大豆」を削る。

法　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人藤河征夫は願により公証人を免ぜられた。

中村直文は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人藤河征夫の後任を命ぜられた。（以上二月八日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本私鉄労働組合総連合会から、退職金等の要求に関して、平成24年２月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年２月 16 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	函館バス株式会社、宗谷バス株式会社及び斜里バス株式会社
千葉県	川崎鶴見臨港バス株式会社及びアルピコ交通株式会社
東京都	川崎鶴見臨港バス株式会社、越後交通株式会社、濃飛乗合自動車株式会社及びアルピコ交通株式会社
神奈川県	川崎鶴見臨港バス株式会社
新潟県	越後交通株式会社
富山県	濃飛乗合自動車株式会社
石川県	濃飛乗合自動車株式会社
長野県	濃飛乗合自動車株式会社及びアルピコ交通株式会社
岐阜県	濃飛乗合自動車株式会社及びアルピコ交通株式会社
愛知県	濃飛乗合自動車株式会社及びアルピコ交通株式会社
京都府	濃飛乗合自動車株式会社
大阪府	越後交通株式会社、濃飛乗合自動車株式会社及びアルピコ交通株式会社
兵庫県	神戸新交通株式会社
和歌山県	龍神自動車株式会社

最低工賃の廃止決定に関する公示

静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県婦人服製造業最低工賃（平成13年静岡労働局最低工賃公示第１号）を平成24年２月15日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 24 年２月 16 日

静岡労働局長　麻田千穂子

最低工賃の改正決定に関する公示

愛知労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成18年愛知労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 24 年２月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、１本につき、金額欄に掲げる金額

業　務	内　容	規　格	金　額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	36銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	43銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	50銭
		２メートルを超える電線について行うもの	57銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	26銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	51銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	61銭